

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県公安委員会委員長 日置勇二

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

77	118	375	278	171	1,019	287	1,306
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

78	116	375	280	167	1,016	287	1,303
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に、

「

42	133	618	759	748	2,300	158	2,458
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」を

「

41	135	618	757	752	2,303	158	2,461
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-------

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

警務課

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成30年3月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第2号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を

改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人

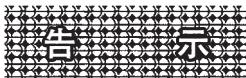
事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「公益財団法人長野県国際化協会」を「公益財団法人長野県国際化協会 公立大学法人長野県立大学」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第199号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あさむら耳鼻咽喉科クリニック	上田市秋和304-5	平成29年8月1日
大谷外科・眼科	上田市常田3-2-8	平成30年1月1日
ライフクリニック蓼科	茅野市豊平3317-1	平成29年9月1日
しおはら小児科・皮膚科クリニック	塩尻市広丘郷原1762番地321	平成30年1月1日
てらおかクリニック	佐久市甲字向原1062番地2	平成30年1月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
なべりん訪問看護あいステーション	松本市双葉8番10号	平成30年2月1日

地域福祉課

長野県告示第200号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
あい波田薬局	松本市波田4417-188	あい波田薬局	波田サン・マウント薬局	平成29年12月25日

地域福祉課

長野県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
武内整形外科医院	松本市元町2丁目9番16号	平成30年1月1日
藤井耳鼻咽喉科気管食道科医院	松本市中央2-7-17	平成30年1月9日

地域福祉課

長野県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
あい波田薬局	松本市波田9818-5	平成29年12月25日

ふじもり薬局	松本市南松本1-4-9-102	平成29年12月18日
大谷外科・眼科	上田市常田3-2-8	平成29年12月31日
てらおかクリニック	佐久市甲1062-2	平成29年12月31日

地域福祉課

長野県告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏名	住所	指定年月日
長田 稔弘	上伊那郡南箕輪村3113-4	平成30年1月1日

2 施術所

名称	所在地	指定年月日
みなわ整骨院	上伊那郡南箕輪村3113-4	平成30年1月1日

地域福祉課

長野県告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町流域関連公共下水道

3 事業施行期間

平成2年12月10日から

平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

長野県告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

富士見町

2 都市計画事業の種類及び名称

富士見都市計画下水道事業 富士見町公共下水道

3 事業施行期間

平成4年3月16日から

平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

生活排水課

長野県告示第206号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

下諏訪町

2 都市計画事業の種類及び名称

下諏訪都市計画下水道事業 下諏訪町公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年1月9日から

平成37年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

辰野町

2 都市計画事業の種類及び名称

辰野都市計画下水道事業 辰野町公共下水道

3 事業施行期間

昭和63年4月14日から

平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

生活排水課

長野県告示第208号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項及び第15条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、法第8条第4項及び第15条第4項の規定により次のとおり告示し、当該設置許可の申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

飯山陸送株式会社

長野県飯山市大字静間280番地1

代表取締役 勝山一成

2 廃棄物処理施設の設置の場所

中野市大字豊津字冷田5520番地他

3 廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の管理型最終処分場

4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

(1) 一般廃棄物の最終処分場

特別管理一般廃棄物を除く次の一般廃棄物

燃え殻、ばいじん、プラスチックごみ（石綿含有一般廃棄物を含む。）、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物を含む。）

(2) 産業廃棄物の管理型最終処分場

特別管理産業廃棄物を除く次の産業廃棄物

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令300号）第2条第13号に規定する産業廃棄物（水銀含有ばいじん等を含む。）

（廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。）

5 申請年月日

平成29年12月14日

6 縦覧の場所

長野県環境部資源循環推進課及び長野県北信地域振興局環境課

7 縦覧の期間

平成30年3月15日（木）から同年4月14日（土）までの午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）

8 意見書の提出

法第8条第6項及び第15条第6項の規定により、本件申請に係る廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、次により知事あてに生活環境の保全上の見地からの意見書を提出すること

ができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年4月15日（日）から平成30年4月29日（日）まで

(2) 意見書の提出先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県環境部資源循環推進課 廃棄物審査係

(3) 意見書の記載事項

ア 意見書の提出の対象である申請書の名称（「飯山陸送株式会社に係る廃棄物処理施設設置許可申請書」と記載してください。）

イ 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他 の団体にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

ウ 施設に関する具体的な利害関係

エ 申請書についての生活環境の保全上の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）

資源循環推進課

長野県告示第209号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳292の179、1284の36、1284の44、1284の319
から1284の389まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第210号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第211号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茅野市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、茅野市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて
縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第212号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

諏訪郡下諏訪町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第213号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡松川町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第214号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曽郡木曽町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

木曽町(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

木曽町(次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第215号

長野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成30年3月5日から平成30年3月30日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）：1点

2 作業期間

平成29年12月5日から平成30年2月28日まで

3 作業地域

飯山市

建設政策課

長野県告示第216号

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（確定測量）

2 作業期間

平成29年9月14日から平成30年2月16日まで

3 作業地域

下伊那郡阿智村

建設政策課

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）：1点

（3級基準点測量）：2点

2 作業期間

平成29年12月5日から平成30年2月28日まで

3 作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第217号

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月15日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成29年11月1日から平成30年2月23日まで

3 作業地域

下伊那郡阿智村

建設政策課

長野県伊那建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月15日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 道路の種類 県道

2 路線名 駒ヶ根長谷線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
		m	km
駒ヶ根市下平3453番の1地先から 駒ヶ根市下平3697番の3地先まで	旧	13.0～27.7	0.0910
同上	新	13.0～27.7	0.0910
		7.0～10.7	0.1116

長野県告示第218号

国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成30年3月15日

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月15日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

1 路線名 上小田切臼田停車場線

2 供用を開始する区間

佐久市湯原字中島1番の4地先から

佐久市下小田切字城下77番の7地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年3月19日（午前6時）

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年3月15日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

1 路線名 駒ヶ根長谷線

2 供用を開始する区間

駒ヶ根市下平3453番の1地先から

駒ヶ根市下平3870番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年3月15日

道路管理課

選告示第8号

昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部を次のとおり改正します。

平成30年3月15日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

35,230	35,190
320,185	319,933
105,859	105,759
66,036	66,018
46,719	46,669
19,961	19,893
28,144	28,080
13,749	13,753
19,395	19,365
11,893	11,881
18,783	18,760
9,085	9,075
18,629	18,576
8,028	8,014
6,749	6,733
21,779	21,771
18,647	18,615
39,559	39,544
21,350	21,315
8,420	8,424
27,284	27,301
7,129	7,117
22,888	22,883
16,962	16,922
8,095	8,055
6,468	6,466
8,944	8,924
6,613	6,581

選挙管理委員会